

## 「牢人百姓」 依田長安の読書

はじめに

本稿は、近世出版文化の確立期である元禄・享保期における「地方読者」の一事例として、甲斐国山梨郡下井尻村の「牢人百姓」依田長安をとりあげ、以下の三点に分析の重点をおく。

第一に、「牢人百姓」という読書主体の身分的存在に注目したい。兵農分離を体制的に確定したはずの近世社会においても、〈百姓身分〉でありながら支配行政機能を担う村役人層、在任期間だけ〈武士身分〉となる在地代官、在方<sup>(1)</sup>にありながら〈百姓身分〉とは一応区別された寺僧や神主、主観的には〈武士身分〉の末端に位置する「郷土」<sup>(2)</sup>「牢人」等々、武士と百姓の中間に位置する人々が広く存

横 田 冬 彦

在し、兵農分離体制を実質的に支えていた。そうした人々は、その身分的地位の曖昧さ・不安定さの故に、あるいはそれを補完するために、ほんらいの支配身分ではないにもかかわらず、高い文化的意欲を持つことになったのではないかと<sup>(3)</sup>思われるからである。

第二に、畿内大坂周辺村落<sup>(2)</sup>のように大坂の行商本屋が回村して来るわけではない「地方読者」にとって、書物の入手はどのような可能性<sup>(3)</sup>だったのか。断片的な史料からではあるが、書物の流通や蔵書形成の実態をできるかぎり復元してみたい。

第三に、出版文化の研究は、作者や出版の側だけでなく、それが読者の側でどう読まれるのかを明らかにせねばならない。<sup>(3)</sup>読者の読書行為は、本来作者の著述行為とは時間的

にも空間的にも独立したものであり、作者の著述意図がそのままその書物を読んだ読者の思考の中で再生産されるわけではないからである。ここではこの階層における〈家〉の成立、〈通俗道德〉に代表される彼らの思想形成との関わりに視点をあてて検討したい。

一 依田家と長安

1、依田家―その土豪的系譜

依田長安が編纂した「由緒書」<sup>(4)</sup>は、依田家を「我等家元祖より代々武家にて有之」とし、頼朝以来、武田・豊臣・徳川に仕えた武士としての戦歴を掲げるが、それを証するいくつかの古文書は偽文書であるとみなされている。<sup>(5)</sup>

享保一〇年（一七二五）「親類書」<sup>(6)</sup>の「武家方ニ勤候親類共」などによれば、次のような系譜が再構成できる。

曾祖父 佐太夫長久（大久保石見守家臣）

祖父 与右衛門長宗（伊丹播磨守家頼分、のち増山弾

正少弼牢人分、承応元年没）

伯父 依田助之進長公（伊丹大隅守家臣、家老、五

〇〇石、貞享三年没）

その養子 伴藏（伊丹左京家臣、物頭、一〇〇石、

元禄一一年牢人）

伯父 古屋十郎右衛門長利（増山弾正少弼家臣、大

目付、一〇〇石、宝永三年没）

その子 十郎右衛門（増山河内守家臣、物頭、一

〇〇石\*）

その聲 友野平兵衛（同物頭、一〇〇石、今はそ

の子六郎左衛門\*）

村上三弥（常陸国下妻村牢人百姓）

森甚兵衛（牢人、その二人の子は武士\*

\*)

白石清太夫（三井主悦家臣、家老、正徳

四年没）

父 依田惣兵衛長継（酒井雅楽頭家臣、近習、寛

文五年帰農、元禄一〇年没）

その子 長安

叔父 古屋勘左衛門長快（増山弾正少弼家臣、近習

勤、正徳四年没）

叔父 依田小軒長満（松平越後守家臣、吟味役、享

保五年没）

その養子 依田左源太（松平越後守家臣、大番頭、

七〇俵\*)

その旨 金子佐次右衛門(松平越後守家臣、大目付、一五〇石\*)

このように曾祖父以来、父長継の兄弟たちはいずれも武士として奉公しており(享保一〇年時点でも六人が現役。  
\*印)、依田家が戦国期にそれなりの戦闘能力をもつ土豪的武士の実態をもち、その系譜を引いていたことは、間違いないと思われる。

しかし長安の父長継自身は、当初老中酒井家(上野国厩橋藩)の「近習」であったにもかかわらず、寛文五年(一六六五)、二五歳の時、「先祖より当村(下井尻村)ニ所持の田畑屋敷有之、兄弟多、手前病身ゆへ」、「武家ノ望」を捨てて帰農し、「牢人百姓」となった。

他方、「当国之親類縁者之分」として書上げられた七三人についていえば、母方の叔父丸山弁之助が「江戸表ニ奉公勤、死去」とされている以外は、僧侶四人を含む近隣村の名主クラスの百姓身分であった。

一族の中に武士になった者と在地に帰農した者とが混在する状況は、兵農分離過程における武士の中下層と百姓の中上層が本来は同じ土豪的階層から生まれてきたことを示

している。

## 2、依田長安

依田長安は、延宝二(一六七四)年に長継の長男として生まれ、元禄八(一六九五)年小原村鶴田治兵衛女と結婚。同一〇年には父の死により二四歳で家督を継いだ。享保一〇(一七二五)年、幕府領代官小宮山奎之進による「牢人改め」を契機に、五二歳の長安は子矩長に「与右衛門」名と「長百姓役」を譲り、自らは「牢人」身分を屈出で、民部と改名した。

そして享保一四年、五六歳の時、矩長に家督を譲って隠居し、隠居家に移った。隠居するにあたって長安は、享保一四年から一六年にかけて、①「家財諸道具目録」などと題された家産目録を作成して、若干の隠居分を除いて田畑をはじめ家産の大部分を譲るとともに、②「依田家訓身持鑑」<sup>7)</sup>「他我身徒然物語」と題された家訓書を作成、③「長安一代記」等と題された家系・由緒書・親類書などを相次いで作成した。さらに、元文二年(一七三七)六四歳の時、長安は「浪人跡式」の世襲化をはかるために、これを矩長に譲って一閑齋と改名(矩長は帯刀と改名)、宝暦八年

(一七五八)、八五歳で没した<sup>(8)</sup>。

依田家の土地所有高は、長安が家督を相続した時、下井尻村内の「古名田」一一石余と他村買得分二二石を合わせ三三石ほどであったが、「牢人」身分を得た享保一〇年には一四一石余、隠居した享保一四年には二〇七石余となっており、没年には五五六石に達していた。その経営は、十余人の奉公人を擁しての手作農業経営を中心に、他方で豊富な資金による金融を行って土地集積を進め、地主経営をおこない、そのほかにも若干の養蚕・煙草栽培なども行っていたとされる<sup>(9)</sup>。元禄・享保期における依田家の地主経営のこのような発展は、長安によってもたらされたものである。

「依田家訓身持鑑」には「農人ハ耕作の事精く勤べし」「家職ならバ心力をつくしはげむべし」と、手作地主としての経営的努力を求めており、「武士」たりえなかつた依田長安家にとって、家としての経営基盤はあくまで「農人」としての「家職」にしていることがわかる(村内では「長百姓」)。しかし他方で、「我等家元祖より代々武家にて」や「土民百姓といへとも氏族正しき」家筋であるとする意識も強く、前述したように、享保一〇年の「牢人改

め」を契機に、宗門改帳を村民とは別帳で提出することのできる、「百姓」村民身分から一步抜け出た「牢人」身分の認定を受け、それを代々相続できるように周到な努力を積み重ねた<sup>(10)</sup>。彼の読書行為には、そうした「農人」と「牢人」という二つの側面が現れてくることになる。

## 二 蔵書とその形成

### 1、「書物目録」

最初に「享保十五年庚戌之正月 書物目録 依田氏」と題された史料を取り上げる。この「書物目録」は、「一、日本王代記 七卷」のごとく、書物の表題と巻数ないし冊数が記され、全体で六四部四七〇冊(便宜上一巻一冊とする)の書物、および「日本国大絵図 志枚」「京都絵図 志枚」の絵図二点が記されている。(1)〜(66)の番号を付して「表1」に示す。

ところで、寛延元年(一七四八)頃成立した「諸道具目録」<sup>(12)</sup>には、隠居分の家産として、「隠居家志軒」などの建物、以下「刀脇指之類、掛物之類、諸道具類(屏風・茶道具・香炉など)、持仏道具類、膳碗之類、諸道具類(長持・筆筒・皮文庫など)、瀬戸物類、書物之類、雑道具之

【表1】 長安の蔵書

	書物目録	万覚日記	書物調内覚	覚	寛延1年注記
享保15年1月					
1	『日本王代記』7巻	⑤			
2	『前々太平記』21巻			OG	
3	『前太平記』21巻			OG	七八之所不見
4	『保元物語』3巻				
5	『平治物語』3巻				
6	『源平盛衰記』25巻	⑤・⑥			
7	『平家物語』12巻	⑤			小原(村)丈右衛門ニかし
8	『義経殿功記』20巻				
9	『北条九代記』12巻			OG	
10	『太平記』21巻				
11	『後太平記』22巻				八田へ遣し候様ニ覚候
12	『本朝三國志』36巻				
13	『信長記』8巻				
14	『太閤記』10巻	⑤・⑥			
15	『天草軍物語』3巻				
16	『野沢名所焼給』5巻				
17	『甲陽軍鑑』10巻				
18	『甲陽軍鑑評判』10巻				
19	『忠義太平記』12巻	⑤			
20	『四書』10巻				不見、熊弥太へ遣し
21	『古文(真宝)』2巻				不見、熊弥太へ遣し
22	『和漢朗詠集』3巻				不見、熊弥太有
23	『三体詩』3巻				不見、熊弥太有
24	『錦織段』1巻				不見
25	『沙石集』5巻				塩後(村)松次ニかし
26	『つれゝゝ草』2巻				熊弥太有
27	『古今銘画大全』7巻				五平次へかし候様ニ覚候
28	『農業全書』11巻				熊弥太有
29	『身持鏡夢中之枕』4巻		OG		熊弥太有
30	『古曆』2巻		⑥		
31	『享保武鑑 是は江戸鏡也』4巻	⑤・⑥			2冊不見
32	『官禁本草集』3巻				
33	『養生訓』4巻				
34	『御増年代記』5巻		⑥		
35	『料理集』6巻				2冊不見
36	『びつすい法語 但平かな・片かな』2巻				3冊有
37	『日用食性』1巻				
38	『日本国大絵図』1枚	⑥			
39	『京都(大)絵図』1枚	⑥			
40	『宝曆雜書万々歳』1巻				
41	『立花正道集』1巻				
42	『真草玉篇』1巻				
43	『早引和玉篇』1巻				茂左衛門ニ有
44	『節用集』1巻				
45	『前句付書』5巻				
46	『麗宝記』1巻	⑥			
享保16年					
47	『朝鮮軍記』23巻			○	
48	『女重宝記』1冊				
49	『小兒必用記』6冊		OG		
50	『年中故事要言』7巻				熊弥太有
51	『曾我物語』12巻			OG	
52	『古老物語』6巻			OG	
53	『武道伝來記』8巻			OG	
54	『武家義理物語』6巻			OG	
55	『武道三國志』10巻			OG	
56	『諸国武道容気』5巻			OG	
57	『武者物語』上中下3巻			OG	
58	『たか身のうへ』6巻		OG		熊弥太有
59	『大坂物語並首紙』上下2巻		○		
60	『諸礼集』7巻				
61	『奥羽軍記』1巻			OG	
62	『春秋』全1巻		OG		
63	『国名風土記』乾1巻		○		
64	『八國記』巻之上二・下二、以上4冊		○		
享保17年8月					
65	『普救類方』巻一上下～巻七、11巻		○		
66	『統智恵海』3巻				

注：「万覚日記」の⑤は享保5年江戸、⑥は享保6年京都での購入予定を示す。  
「書物調内覚」では、他に『朝鮮太平記』『諸家前太平記』『のふどく書』にも合点がある。

類(盆・包丁・火箸など)、衣類之品々」の一一の項目に分類して書き上げられている。その「書物之類」には、この享保一五年「書物目録」がそのまま写され、その時点での有無などが点検されている。すなわち、この「書物目録」は長安の隠居分のみを示すものであり、書物もまた「家産」の一つとして位置づけられていることがわかるのである。なお本家分の家産目録としては、享保一四年五月に長安から矩長への遺産譲渡日録として作成された「家財諸道具 目録」<sup>(13)</sup>があるが、これには建物と主な諸道具以外、書物は記載されておらず(衣類・雑具・常道道具のほとんども)、その内容を知ることができない。

ちなみに、これらの家産目録などによれば、本家建物としては、享保三年に造作された一〇間×六間の居家に、四間×四間半で畳床・違棚・あかり床を持つ書院、同六年に造作された二間×九尺の文庫蔵が付属していた。また隠居分としては、七間×三間の隠居家、五間×二間の二階土蔵や付属建物の造作が同一年から始まっており、さらに六尺×九尺の文庫土蔵が完成したのは同一五年であった。<sup>(14)</sup>「書物目録」はこの隠居用文庫蔵の完成にともなって、そこへ移したものを書き上げたものと考えられる。また隠居

分の諸道具には、碁盤・将棋盤、燭台・行灯四種、見台(黒かき)、硯箱(黒溜時絵など)四種、帳箱入・証文入皮文庫、机、脇息、「文庫蔵之内ニ引出シ箱」といった文具類があげられ、もってその雰囲気を知ることができよう。<sup>(15)</sup>

さて、「書物目録」の表紙には享保一五年一月とあるが、「表1」に示したように、(47)『朝鮮軍記』の前に「享保十六辛亥年」とあり、(65)『普救類方』に「享保十七子八月」と記されている。後述するように「書物目録」の(1)から(19)まではほぼ軍書類がまとめて記載されるなど、一定の分類意識があったと見られるにもかかわらず、(47)『朝鮮軍記』のあと、(59)『大坂物語』、(61)『奥羽軍記』と別に記載されていることは、(47)以降は享保一六年、一七年と購入のたびに書き継がれていったことを示すと考えられる。

## 2、書物の情報

この「書物目録」とは別に、「庭草木集」と題された帳面<sup>(16)</sup>がある。その中に「書物調内覧」と題された部分(五丁)があり、さらにその丁間に、本体とは紙質・紙型の異なる「覚」(七丁)が綴じ込まれている。

まず「書物調内覚」の記載をすべて示す。

書物調内覚

- 一、『(諸家?)前太平記』古本吉と
- 一、『風土記』(63)二冊物ニ而、亥年直段、老奴八分くら  
い、吉
- 是ハ文武天王之代ニ出ル、国之郡郷、山川原野等之  
事書也、又ハ土草木鳥等迄ニ至迄書也
- 一、『日本紀』是ハ神代より持統天皇迄
- 一、『日本後紀』廿二奴くら
- 一、『大坂物語』(59)『難波戦記』ト吉
- 一、はいかい本
- 『大寄太鼓』、『清書帳』、『富士高根』、『かくれ笠』、  
『けしかのこ』、『住吉おとり笠』、『巻はしら』、  
『巻ひしき』、『知恵車』、『扇的的』、『雀之梅』、  
『くるま道』、『玉手箱』、『田うへ笠』、『一のもり』、  
『鳥甲』、『ゑひす構』、『御万歳』、『花トんひ』、  
『京ノ花』、『俳諧置火燵』
- 一、『いりわりあわせ鏡』
- 一、『甲らん記』、是ハ勝頼一代
- 一、『北条五代記』、相州小田原

- 一、『朝鮮太平記』、秀吉公チャウセンゼメ也、五十一  
冊、三十五奴くら
- 一、『魏吳蜀之』『三國志』
- 一、『天正武記』
- 一、『身持鏡』(29)
- 一、『のふじとく書』
- 一、『日本ちらん記』(希乱)無之由
- 一、『香月牛山医師ノ書ニ』『育草』(49)ト書本有、是  
ハ小兒そたてる仕様也
- 一、『春秋』(62)と云書ハ、老冊、老奴七分くら、  
聖人之書、稲麦五穀之事、有となり
- 一、『育草』(49) 是ハ子共ヲそたつる法、香川牛山  
医師之致せる書也
- 一、『国史』、十二冊十七奴くら、 聖人民ヲスクイタ  
マウ書也
- 一、『りやうぶ神道』ノ書
- 一、『たか身のうへ』(58)と云書有、六冊三奴くら
- 一、『甲乱記』、勝頼公御一代
- 一、『諸家 前太平記』十五冊
- 一、『諸士 高名記』十五冊

一、『越後軍談記』十五冊

一、『九州太平記』十八冊

一、『りやうぶ神道』

一、『都こひ塚物語』<sup>(恋)</sup> 是ハ文学上人ゆらい也

一、『国姓爺御前軍談』五冊物、ひらかなゑ入、出来

之書物

一、『今源氏うつほ船』<sup>(遊)</sup>五冊物、ひらかなゑ入

一、『源氏色師枕』三冊物 □り恋の歌ちらし、并

ニ色紙の絵ちらし

一、『本朝諸家高名伝』十五冊物、ひらかなゑ入

一、『最明寺殿人国記』<sup>(サイメイ)</sup>(64) 有ト也、

一、『知恵の海』七冊之由

一、『築山之集』

一、『フキウルイ法』<sup>(普教類方)</sup>(65)

一、『朝鮮征伐記』六冊

書物名のリストに、書物の内容をはじめ、「七冊之由」

「ひらかなゑ入」など冊数や書誌的情報、さらに価格や「有ト也」「無之由」という販売情報を書き込まれている。

この「之由」といった書き方や「書物調内覚」という表題とも考えあわせると、これは、本屋などから得られた情報

を書き込んだ覚書メモといえよう。

ここには、「はいかい本」としてまとめられた二一点をのぞいて、三三点の書物名が上がっている。そのうち「書物目録」に一致するものについては書名のあとにその番号を記し(以下同じ)、「表1」にも○で示したが、『身持鏡』(29)を除いてすべて(47)つまり享保一七年以降にある(『身持鏡』は同名の書も多いから、別本か勘違いではないかと思われる。また最初の『前太平記』は「書物目録」の(3)『前太平記』ではなく、あとに重複して見える月尋堂作『諸家 前太平記』のことと考える)。

つまり、この「書物調内覚」は、享保一五年一月に「書物目録」がいったん成立したのち、さらに追加購入のために一応の希望リストが作られ、それに本屋からの情報が書き込まれたものと考えられ、『風土記』二冊物ニ而、亥年、直段彦刃八分くらい」とある「亥年」とは享保一六年のこととみてよいであろう。

また、そのうち七点に合点(表1でGと記載)が付されているのは購入予約のためかと思われるが、実際に購入されたのは(49)『小児必要育草』(58)『たか身のうへ』(62)『春秋』などで、合点はないが(おそらく少し後に)



購入されたものが(59)『大坂物語』(63)『風土記』(64)『人国記』(65)『普救類方』であった。合点があるのに購入されていない(『諸家』前太平記)『のふどく書』『朝鮮太平記』の理由はわからないが、たとえば『朝鮮太平記』は五一冊と大部なので(47)『朝鮮軍記』に変更されたのかも知れない。

次に、もう一つの「覚」は、前半に日本の軍書や武家物の浮世草子など五四点を並べ、後半には「通俗物類」として、『通俗三國志』『武王軍談』など中国の和訳軍書一一点が記されている。これら中国の「通俗軍書」をまとめて日本軍書から分けるのは、当時の「出版書籍目録」では享保一四年版から見られるものである。<sup>(17)</sup>この「覚」は、すべて書名と冊数しか記載しないが、前半の最後に『難波戦記』があって、これには特別に注記がある。

一、『難波戦記』全冊目録

両陣ノ図入六枚、代金式両位、右ハ随分委細ニ念入  
候写本ニ而御座候、委細ニ無之方ハ廿五匁位より  
段々御座候

『難波戦記』は大坂の陣を扱った軍書であるが、家康が登場することから「禁書」になっていたもので、<sup>(18)</sup>にもか

わらず、写本で大量に流布していた。この注記によって、この「覚」が、本屋から提示された販売用軍書目録の写しであることが推測されよう。また日本軍書五四点のうち一点に合点が懸けられ、これらはすべて「目録」に記載されており、三点を除いて(47)以降であること、またそれが「書物調内覚」と重ならないことは(表1参照)、新たに購入予定のものに合点を懸け、それらを購入した結果であると考えられる。おおよそ、この「覚」もまた「書物調内覚」とほぼ同時期に同じような事情で成立したもので、同じ本屋だったと考えるのもよいのではないか。

ではそれはどこの本屋なのか。これについては今のところ直接的に示す史料はない。手がかりの一つは、『朝鮮太平記』五一冊が三五匁、『たか身のうへ』六冊が三匁など安価で、かなり草臥れた古本を売っていたとみられることであり、だから少しましであれば(『諸家』前太平記)古本吉と」とわざわざ注記したのである。<sup>(19)</sup>

もう一つは、やや後になるが、矩長の大幅帳で、たとえば寛保二年(一七四二)十二月に「古本」購入が記載されている。

一、八匁四分

古本十四冊

一、八匁

たはこ入八つ

一、貳匁五分

あこ嶋本巻冊

一、十二匁 四百文

けいこ代

ノ三十匁九分

前後の記事からこの時矩長は在村していたとみられる。もちろん江戸の本屋が行商に來ている可能性も否定できないが、「たはこ入」など小間物をも商っていることからいえば、長安が甲府の本屋に赴いたか、その行商と考えることもできよう。<sup>(20)</sup>

### 3、江戸・京都の書肆

江戸や京都の書肆との交渉を示す史料もある。

一つは、享保五年八月の「万寛日記」<sup>(21)</sup>である。これはさまざまな内容の覚書であるが、その一丁に「せいすい記」以下の書名があって、「有所、日本橋本や出雲寺」という注記がある。

一、『せいすい記』(6)

『福寿』

一、『平治物語』(5)

『年代記』(34?)

一、『平家物語』(7)

『藻塩草』<sup>モシヅクサ</sup>

一、『あここう記』(19)

有所日本橋

一、『大(本橋)ここう記』(14)

本や出雲寺

一、『江戸鏡』(31)

『大芋』斗

書名のうち『江戸鏡』は、「書物目録」では「享保武鑑是ハ江戸鏡也」(31)と記載されているもので、『武鑑』は元禄期までは『江戸鑑』と題されていたから、購入前に『江戸鏡』と書かれていても不思議ではない。また、書肆出雲寺は幕府の御用書物師として後にこの『武鑑』を独占販売することになるが、この頃でも、歴史・軍書や和歌書・故実書などで有力な書肆であり、長安はこれらの書物を、江戸日本橋の書肆出雲寺で購入する予定だったことを示すものであろう。先にも述べたように武士として江戸に居住する親戚に依頼したり、自ら江戸に出る機会もあった。<sup>(22)</sup> 二つは、享保六年二月「西国順礼・参宮・太々御神楽時、万寛日記」<sup>(24)</sup>である。これは、長安が同村・隣村の六人の仲間とともに、伊勢御師久保倉但馬を通じて御神楽を奉納するために参宮し、そのままさらに西国順礼をおこなって京都にも滞在した時の帳面であるが、その中に「京都二而可調物之覚」という買物リストがあり、漆器碗など大量の土産物とともに、次のような書物名があげられている。

一、『せいすい記』(6)

『くみん妙葉種』

一、『福寿年代記』(34)

『調法記』(46)

一、『平治物語』(5)

一、『あこう記』(19)

一、『大こう記』(14)

一、『江戸鏡』(31)

一、『王代記』(1)

一、『諸系ず』(38・39?)

一、『万年曆』(30?)

その内容は前年の覚書と六点が重なる。江戸で購入する予定が変更され、京都で購入することになったのか、結局ほぼすべてが購入されて、享保一五年「書物目録」に記載されたと考えられる(表1参照)。

三つに、享保一六年七月「京都買物覚帳」<sup>(25)</sup>。これは、その奥書に「右之通り払方少も相違無御座候」とあって、飯島弥兵次から依田民部(長安)へ宛てられているように、親戚の飯島弥兵次(孫娘の嫁ぎ先が八幡南村の飯島官治)が伊勢参宮した際に、長安から依頼された買物の勘定報告である(総額は銀五一七匁余になる)。この中にやはり七部の書物が含まれ、値段が記載されている。

一、五匁五分

『太平記ひやうはん』<sup>(評判)</sup>

一、式匁八分

一、壹匁七分

一、壹匁五分

一、式匁七分

一、三匁式分

(中略)

一、式匁四分

『ほうけん・平次物語』<sup>(原元)</sup>

『玉へん』

『伊呂はいん』<sup>(韻)</sup>

『年代記』『大さつ書』<sup>(準)</sup>

『ようしやうくん』<sup>(養生訓)</sup> □

『江戸かぐみ』

ここに記載された書物で「書物目録」に対応しそうなものもあるが、『ほうけん・平次物語』は「目録」では合本ではなく二部(4・5)、『太平記ひやうはん』は価格から考えて「目録」の『太平記』二二巻(10)ではないなど、これらは長安の蔵書ではなく本家分を補充するために購入したのもあろうか。

四つに、享保一二年四月「買物誂物控帳 鶴田氏」<sup>(26)</sup>がある。この時鶴田治兵衛(長安の妻の父)は矩長とともに伊勢参宮・上落していたが、この帳の内容を見ると、京都で生糸の販売など商用もおこなっていたことがわかる。この帳に、以下のような書名がある。

一、『太平記』一通 六角通御幸町西へ入ル

小川太左衛門

△代式拾三匁六分

一、『大代記』一通 同人

△代六匁

一、『名尽』一通 同人

△代三匁五分

一、『古曆』一通 同人

△代老匁四分

一、『喰物本尊』 同人

△代老匁七分

(中略)

一、△拾匁七分 『よしつねくんこう記』一通

一、△老匁七分 『日本系ず』

(中略)

一、△九分 『しやくそおらい』老冊

一、△老匁三分 『諸だらにきう』老冊

(中略)

一、三匁五分 丈(鶴田丈右衛門)本代

一、五匁四分 『男せつ用』『万□せつ用』『小

うたい』『ちやうほうき』

『太平記』一通とあるのは、価格から見て、全二巻

一揃いという意味であろう。もちろん新本の価格である。

「文本代」などとあるように、鶴田丈右衛門(治兵衛の子で長安の娘婿)のための買物も行っている。この帳の前半部は立ち寄った店ごとに記載されており、冒頭の「小川太左衛門」は貝原益軒著作を独占販売した書肆柳枝軒茨城屋である(後半部は単品ごとで、店の名前はほとんど記載されていない)。江戸の出雲寺といい、京都の柳枝軒といい、しかるべき書肆が選ばれているのは、彼らの情報の質を示している。

長安の場合は、享保六年以外にも正徳三年・享保一四年に伊勢参宮をおこなっており、また秩父順礼・坂東順礼・信濃善光寺参詣・出羽湯殿山参詣などへも数年に一度出かけている。普通の百姓にとって、伊勢参宮・西国順礼などは一生に一度くらいのものであったろうが、長安や治兵衛といった階層にとっては、商用で赴いたり、このように代参する親戚や知人、伊勢講仲間には依頼することも可能だったのである。

「地方読者」については、武士階層の場合、城下町の本屋のほかに、参勤交代の供奉、御用商人や藩の儒者による取次などによって三都の書肆との交渉が可能になっている

ことを別稿で指摘したが、長安らの場合には西国巡礼などが参勤交代のかわりをして、藩儒の取次などはみられないことが知られよう。いずれにしろこのような入手方法は、村落上層に限られ、村落中下層にその条件はなかったと考えられる。そうした読者階層の広がりが見えないところに、この時期の地方城下町本屋がなす安定的に発展できない原因もあるように思われる。

#### 4、蔵書構成の特徴

享保一五年の「書物目録」と一六年頃の「書物調内覚」などから、長安の蔵書構成の特徴をみておく。

第一に、その多様性・体系性の問題。「書物目録」に見える六四部は、儒書、漢詩文、文芸書(浮世草子・随筆など)、歴史書・軍書、辞書・事典、実用書(重宝記)、医学・本草・養生書、農業書、趣味(料理・立花)、武鑑など、ほぼ全分野にわたっており、こうした蔵書の多様性と体系性は、大坂周辺村落の庄屋層の蔵書と比べて少しも遜色がない。また、(1) (19) の歴史書・軍書、(21) (24) の漢詩文、(42) (44) の辞書・事典など、「書物目録」(46) までの配列には、一定の分類意識も認められ

る。さらに、儒書は『四書』だけ、農業書は『農業全書』だけ、『節用集』『重宝記』も一部づつで、隠居分を分割するにあたって、最低限の体系性を持たせることが意識的に行われたのではないかとまで思わせる。

なお、俳諧も『前句付書』(45) 一点のみであるが、「書物調内覚」には「はいかい書」が二点もあがり、そのうち五点には合点が付いているから、本来はもっとあったのではないか。にもかかわらず「家産」たるべき「書物」とはみなされなかったであろう。

第二に、蔵書形成にあたっての長安の個性・主体性の問題。「目録」に軍書・史書が二点と全体の三分一もあること。享保一六年に「書物調内覚」「覚」などで『奥羽軍記』『朝鮮軍記』のほか、『日本紀』『日本後記』などの史書、西鶴・月尋堂などの武家物の浮世草子などが検討され、まとめて購入されたこと。さらには不要になった本の売却など、かなり主体的・意識的に蔵書が選択・補充されていることを示す。こうした分野への強い関心は、「牢人」としての身分意識とも関係している(後述)。

書物入手の機会がかならずしも日常的に確保されておらず、しかも草臥れた「古本」であるとしても、そうした不

便さを、販売目録を写したり、本屋から積極的に情報収集を行ったり、西国巡礼の前に計画的に購入リストを作成するといったことで補うことによって、このように個性的な蔵書を形成しえたのである。

第三に、鶴田治兵衛の「買物談帳」からも推測されるように、他の諸家も似たような蔵書構成をもっていた可能性がある。また寛延元年の「家産目録」の注記(表一)からは、鶴田丈右衛門に「平家物語」が貸されているほか、近村の親戚などへも貸し出されており、貸借の広がりが見える。また、長安の孫である熊弥太に、『四書』以下、儒書・漢詩文・道德書・農書などが一揃い貸し出されているのは、この階層の教育のあり方を示すものと言える。

### 三 読書と家訓

#### 1、「庭草木集」——読書ノート

長安はこれらの書物をどのように読んだのか。

長安の読書記録「庭草木集」には、『徒然草』『国名風土記』『沙石集』『武道伝来記』『近士武道三国志』『農業全書』などを読んだ記録が残されている。いわゆる読書ノートである。これらの書物はすべて彼の蔵書「書物目録」

に存在する。量的には『沙石集』と『近士武道三国志』が多いが、記載の仕方には、いくつかのパターンがある。

①複写型——気に入った文章をそのまま写しておくもので、『徒然草』など教訓的な文章の抜粋が多い。

②索引型——軍書や歴史書などの中に雑学的・断片的知識を見出したときや、気に入った逸話や文章があった時に、それを索引的にメモするもの。たとえば『国名風土記』で「八丁目、神宮皇后夷国追伐ノ様ハ、筑紫筑後国高良ノ縁起ニアリト也」や、『沙石集』で「三之巻下ニ敵融坊之所ニ、ヲモシロキハナシ、ガクシヤハアレドモ、チシヤハナシト」といった類。

③要約型——浮世草子や説話集などで、物語の粗筋を要約するもの。『近士武道三国志』<sup>(28)</sup>については、全一〇巻のうち九巻まで各巻・章ごとに詳細な要約が作られている。蔵書として所持しているにもかかわらずここまで丁寧に記録したのは、よほど気に入っていたのであろうか、

④短評型——同じく草子類で、短評を記すもの。たとえば、西鶴の『武道伝来記』で「四之巻、太夫格子ニ立石ノ男之事、ヨキカタキウチ」「同巻、誰捨子ノ仕合、無能キヤウゲン也」のように、「良き敵討ち」「能無き狂言」あるいは

「面白き敵討ち」「狂言に良し(物語として面白い)」など。

このような読書ノートとしては、他に河内国大カ塚の河内屋可正による「可正雜記」や下総国佐原の伊能景利による「千代古見知」などが知られるが、それらは基本的に①であり、「庭草木集」は②③④を多用する点で特色を持つ。「千代古見知」はさらに神書・仏書などで分類もしている。こうした読書ノートの存在は、彼らの読書が、たんに娯楽としての読書にとどまらず、それを有用な(必ずしも実用的とは限らないが)知識として記憶し、またそれを教訓化して生かそうとする〈知的読書〉でもあったことを示している。

2、「依田家訓身持鑑」など―家訓化

「依田家訓身持鑑」は全四〇条、「他我身徒然物語」は全九九条の長大なものである。父母への孝行、礼儀、夫婦の道、家職出精、正直、儉約、工夫・才覚といった、〈家の維持のための、いわゆる〈通俗道徳〉<sup>29)</sup>に満ちている。それらは、彼の経験的知恵であるが、さまざまな「金言」や、書物からの豊富な引用にもとづいて文章化されている。いくつが特徴的な例をあげる。

(一)「依田家訓身持鑑」第五条は、「一、礼儀を重くすべし」として、主従上下の差別、父母への孝行、主人への忠孝、長幼の序、兄弟伯父叔母への礼儀などを説くが、兄弟の礼儀に関わって北条泰時の逸話が引かれる。

北条武蔵守泰時ハ、男女兄弟多キ惣領成ゆへ、讓補分ケの注文、二位の禪尼是を泰時に渡さる、泰時則所領ハ上田之処を舍弟妹達に渡シ、自分ハ白田(畠)の所をとり、器財雜具も宜敷をバ分チあたへ、所用なき物を少シ取給へハ、兄弟むつましく、諸大名ともに忠孝いたし、諸国百姓等迄も戸さゝぬ世と聞伝へる、泰時のことく欲にはなれてハ、兄弟他人もむつまじかるべき也

この逸話は比較的よく知られたものだが、文章表現の共通性からみて、藏書(9)にある『北条九代記』巻六の「武蔵守泰時廉直」<sup>(30)</sup>が引用されたとみられる。

故陸奥守義時の遺跡莊園の事、武蔵守泰時は總領職なり、誰か兎角の沙汰に及ぶべき。男女に付きて兄弟多くおはしけるに、讓補分の注文あり。二位禪尼是を泰時に渡され「若この注文の表に付きて所存あらば、子細を申さるべし」とぞ触れられける。兄弟の間、注文

に任せ奉る、更に異議なき由返事あり。泰時即ち所領、莊園は肥腴の地をば、舍弟妹達に渡され、自分は碓碓の白田を取り、器財雑具も宜きを分与へて、所用なき物ども少を取りたまへば、(中略)二位禪尼の仰に、「嫡子總領職の所分至て少し。物の数にもあらず候。是は如何なる事ならん」と問ひ給ふ。泰時申されるやう、「関東の執権を承る身は、所領の事さのみに欲深く望み申すべき事ならず、只今舍弟共を不敏して痛り存ずる計にて候」と申されしに、二位禪尼其志を感じて涙に咽び給ひけり。凡禍は足る事を知らざるより大なるはなく、(中略)欲少うして足る事を知る者は心やすくして、恥辱に遠る。(中略)泰時この理を思得て、廉直を行はれしかば、兄弟一族自和睦し、権威高く輝きて、諸国悉く帰服し、太平の徳を逞しくし給ひけん。実線部はそのままの引用、破線部はおおよその意が取られている。「肥腴の地」を「上田之處」とし、「莊園」を使わず「諸大名」「諸国百姓」を使うなど時代に合わせた用語の変更もある。

このような軍書からの引用は他にも多い。第一一条には、青砥左衛門藤綱が五〇文で松明を購入して十文銭を探した

逸話を引用して、「世上之費無之様にいたし、仮初にも簡略いたさざるやうに常々身軀を持へし」(無駄は省くべきだが、必要なものまで省略しない)ことの喩えとし、第一三条では、「貧福ハ其人の賢にもよらざるもの歟、…貧福ハ皆前生の因果なれば非道を慎事尤也」(結果はしようがないが勤勉賢明に努力すべし、非道な致富はしない)として、仏典にある「利軍支」の逸話を引く。また第一四条では、北条泰時が明恵上人に天下安民のことを問うた逸話を引いて治者の「無欲」を説き、

天下国家さへ大守壺人の御心ニ依テ太平に成と聞伝ふ、況ヤ在々の者、大家にても小家にても、家主壺人無欲にならハ、其家まつたく繁盛すべし。

と述べる。これらの三つの逸話は、同様に文章表現を検討すれば、いずれも『太平記』巻三五の「北野通夜物語事」から引用されたことが明らかである。ここには義時の所領分与の逸話も記されているが、前述したように文章としては『北条九代記』が一致する。

『太平記』も『北条九代記』もこうした逸話を治国レベルの「仁政」論として語っているのだが、それを「況ヤ在々の者、大家にても小家にても、家主」の問題として、



〈家〉のレベルの〈通俗道徳〉に転換してしまふところに、長安の〈読み〉がある。

なお第一三条に引かれた、仏弟子の「利軍支」が七日間托鉢しても食を得られず餓死したのは、前世で母を餓死させた因果であるという逸話は、『沙石集』巻一にもあり、長安がそれを読んだことは、「庭草木集」に、

一、老ノ巻下ノ巻「神明道心賢給ノ事」之所ニ、  
利軍支リクンシ前生之事有

とあることでわかるが、文章表現からいえば長安は『太平記』を採っている。第一一・一四条に倣ったともいえるが、第五巻では逆に『太平記』を採らず、『北条九代記』を引いているのである。正直・勤勉に努力すべしという長安にとって、この逸話を「浄土菩提ヲコヒ願フベシ」と仏教的教戒にしてしまう『沙石集』の〈読み〉が嫌われたからであらうか。

スル因縁ナレバ、貧錢モ、難ニ逢、苦アル事モ、皆我ガ昔ノ咎也、世ヲモ人ヲモ恨ベカラズ、只我心ヲ恥シメテ、今ヨリ後、咎ナク罪ナキ身トナリテ、浄土菩提ヲコヒ願フベシ

同じ物語が異なった〈読み〉と教訓を示す場合、そこに読

者の選択が働いているのである。

(二) 第二三条は、家職としての農業の心構えを説く。

一、農人ハ耕作の事精ク勤ベシ、上古賢君明王ハ農業を重シ、自ラ大臣のひきひて春の始田に出給ひて、手づから農具を取り、田を犁初給ひしと也、是を藉田セキデンと言ふて、政の初とし給へりと、依テ其後天下万民春の耕を始と語り、生養の道ハ耕作を以始とし根本とす政也、農業の道かるからず、当世ハ農業を卑ものと思ひとも、さにハあらず、たとへ卑事にもせよ、其家の家職ならバ、心力をつくしはげむべし、然共耕地にハ心得多あるべし、まづ農人は我が身上の分限をはかりて田畑作るべし、(後略)

これは、宮崎安貞『農業全書』巻之一「農事總論」のまさに冒頭部分である。<sup>(32)</sup>

それ農人耕作の事、其理り至りて深し。稲を生ずる物は天也。是を養ふものは地なり。人は中にゐて天の気により土地の宜きに順ひ、時を以て耕作をつとむ。もし其勤なくば天地の生養も遂ぐべからず。こゝを以て、上古の聖王より後代賢知の君に至り、天子みづか

ら大臣をひきいて春の始田に出でて、手づから農具を取り、田を耜き初め給ふ事あり。是を藉田と云ひて、政の初とし給へり。是古の賢君明王は農業を重んじ本をつとめ給へるに依つてなり。其後天下の農人春の耕を始むると云へり。(中略) 生養の道は耕作を以て始とし根本とすべし。是則ち堯舜の政事也、(中略) 故に農業の道其かゝる所至りておもし。(中略) 農業をつとむる人は心力を尽してはげむべし。

抑耕作には多くの心得あり。先づ農人たるものは我身上の分限をよくはかりて田畠を作るべし。(後略)

安貞が『農業全書』の総論を「藉田」の故事になぞらえて權威付けようとしたように、長安もまた、農業出精の心構えをこれによって子孫に対して權威付けたのである。

ここで注目したいことの一つは、安貞が「農業をつとむる人は心力を尽してはげむべし」としたところを、長安が「其家の家職ならバ、心力をつくしてはげむべし」と変えたことである。こうしたことは、「他我身徒然物語」第一七条で、『徒然草』二二七段「或大福長者の云はく」以下をほぼ全文引用しながら、そこにある「正直にして約を固くすべし」という一般的な約束の遵守を、「正直にして、

其家の約をかたくすべし」と、家訓の遵守にこっそりと書き替えていることにも見られるように、長安の常套手段といつてよい。

もう一つは、引用部分にすぐ続く後略部分で、耕作の具體的心得を説くところである。耕作面積について安貞が「各其分際より内ばなるを以てよし」(身分相応に、実力の範囲内で)としか書かないのに対して、長安は

当国の内にも村々ニ依テ多少ハあるべけれども、此辺ハ男女老人に田畠を平し耆反の積りに作ル事よしとすべし、耆反の積りと言ふハ、男女妻子上下共に馬牛等迄かぞへ、老人にも耆反、耆足にも耆反積りに作ルをよしとすべし

という、労働生産性の経験値に基づいた具體的耕作面積基準「耆反の積り」を示す。これは「此辺」のものであるから、もちろん『農業全書』にはみえない。彼は詳細な農事日誌<sup>(39)</sup>を付けているが、それらから得られる経験的な知恵を、ここでは自分の言葉で語っているのである。

以下、計画的な経営を説くに「古語に言ごとく、一年の計事ハ春の耕に有、一日の計事ハ鶏鳴にある事なれハ」云々や、第一五条の「下人をつかふ者ハ心をねんごろにし

て」云々という下人・奉公人の雇用の仕方などについても、一般論では『農業全書』そのままを引用するが、具体論ではそれにこだわらない。

(三)「書物目録」では(1)『日本王代記』のあと(2)から(19)までほぼ時代順に軍書が並んでいる。(一)に述べたような個々の教訓としてではなく、これらの軍書をまとまりとして長安はどう読んだか。「依田家訓身持鑑」第一条の中で、

日本の昔し兵馬の権を執し人多中にも、保元平治の乱後、平相国清森公天下の権柄をとり、奮り恣なりしかとも廿四年保、其後鎌倉三代將軍御相続の後、北条家九代迄一百拾五年治り、足利尊氏公御嫡流十三代式百三十卷年治り、其後平ノ信長公、次に関白秀吉公天下をしろしめし、其後東照大権現家康公御治世迄數百年、兵乱止時なく軍旅の事有之といへとも、遂に仮初にも、帝位を綺イロイ奉る人なし、これ神国のしるし難有事也

と述べ、そこに天皇家が「神武天皇より今上皇帝迄一百拾五代…御相続まします」万世一系であること、四方の蛮夷

に優れた「神国のしるし」をみる。それは、『保元物語』から『大坂物語』まで時代順に軍書を並べた、長安なりの総括であったといえよう。その国家意識・歴史意識については別稿(34)にゆずるが、ここから彼は、將軍家・大名家の「王孫」としての血筋を説き、さらに、

日本国の内にハ公家・武家に限らず、士民百姓といへとも氏族正しきものハ王孫なるべければ、累代相続の事に心を懸べき事干要也

として、自らの「平人」としての「血筋」の価値にアイデンティティを再発見する。そして、妾をもってでも実子を儲け、家系を維持することを家訓の第一条に規定したのである。

「他我身徒然物語」の第一条も、このことを強調する。

一、徒然のまゝに他我身渡世の事のミ心にまかせ、よしなし事を書くれば、子共多くあらん人こそたのもしくも見てもよし、少からんも其子すぐれたらば、多にも増らん、子共なからん人は先の世の事のミ思ひなハ、徒イロイらに此世を過ハ、後の世るかゞせん

もちろん兼好自身は第六段で「子といふものなくてありなん」と明確に述べており、「他我身徒然物語」は『徒然草』

を模しているながら、長安が『徒然草』をいかに自分流に解釈しているかがわかる。

さらに、長安は『義経勲功記』や『本朝三国志』の中に依田姓の武士の活躍を発見し、それを由緒書や系図に取り込んでいくのであるが、もはや詳述の余裕がない。

以上、書物を読んでそれを家訓という思想へ昇華させる過程に読書行為を検討すると、(一)〈家〉の確立・維持としては共通しながらも、(二)「農人」としての〈読み〉とともに、(三)「牢人」として彼が発見したもう一つの〈読み〉がそこに見い出されるのである。

おわりに——〈読み〉の統合と分化

元禄・享保期は、民衆レベルでの〈家〉が形成される時期とされている。勤勉・節約といった〈通俗道徳〉は、小経営生産様式としての小農的な勤労倫理・生活倫理として位置づけられる。そのトレーガーとして牽引的役割を果たしたのは、長安のような、手作地主として自らも農業経営をおこなう上層農たちであった。それは、彼らの実体験の中から発見された生活の知恵として、当初は〈個別的・感性的・経験的な知〉にとどまっていたが、書物の中からよ

り客観的・普遍的な言葉や文体が手に入れられ、〈書物の知〉との相互浸透を通じて一定の筋道にしたがった論理化・体系化がおこなわれ、子孫をも拘束する一般的規範に昇華され、「家訓」として表現されたのである。そこでは中世の作品である『徒然草』も『沙石集』も『太平記』も、あらたに選択的、近世的に読み替えられてゆく。そうした営為全体が彼らの〈読書行為〉であったといえよう。

そこには、内発的な〈知〉への欲求が生れていたといえよう。娯楽としてだけでなく、生きる指針を得るための〈知的読書〉が求められた。一遍の時代の踊念仏のような集団的宗教的エクスタシーでもなく、蓮如の時代のような惣村の道場での共同的な語りの場でもなく、個人的で自省的な思索として、書物と向き合いながら生き方を選び取る。それは前田愛のいう〈近代読者〉<sup>(36)</sup>が、民衆レベルにおいて、とりあえずはこの武士と百姓の間の不安定な階層のアイデンティティの模索として、そして家父長男性の営みとして、歴史的に形成されてきたことを示すものであった。それが本稿の一応の結論である。

こうした読者の形成を前にして、作者たちもそれを予定して著述する。中世の『太平記』が「仁政」論として『太

平記評判秘伝理尽抄』で読み替えられていくことを見出したのは若尾政希であった。<sup>(37)</sup>その当初の聴衆・読者は武士・領主であったが、それがさらに〈家〉の論理で読み替える形でこの階層にまで広まってくると、馬場信武・信意ら新たな作者たちによって「通俗軍書」といわれるものが大量に刊行されはじめる。<sup>(38)</sup>長安が購入した『北条九代記』以下の軍書もほとんどがこの類である。また元禄頃までに刊行された『徒然草』の多くの注釈書もまた、「上治世のたすけ」とし、下方人の教誨となせる(『徒然草盤斎抄』)、「家督をうけとる若き人などによく見せたまき事」(『慰草』)と序文で撰者たちが強調するように、そうした〈読み〉を予定し、また主導していくものであった。

そこには、そうした〈読み〉をどのように主導し、統合していくかという問題をめぐって、たとえば引野亨輔のいうごとき仏教の教典をめぐる教団と異端といった分化と対立も生じてくる。<sup>(40)</sup>あるいは、「平人」長安が軍書・歴史書から「神国」論を読み取ったのとは異なる〈読み〉も当然ながら存在するのであり、その身分的・階層的立場や時期によっても、〈日本〉という国家をどう読むかを巡るも生じはじめていたのであるが、そのことは既に本稿の範囲を

越えている。

(1) 拙稿「芸能・文化の世界」(『芸能・文化の世界』吉川弘文館、二〇〇〇年)、「兵農分離社会の種姓的構造」(『部落問題研究』一五九、二〇〇二年)。

(2) 拙稿「益軒本の読者」(『貝原益軒』平凡社、一九九五年)、「近世民衆社会における知的読書の成立」(『江戸の思想』五、ベリカン社、一九九七年)、「近世の学芸」(『日本史講座』六、東京大学出版会、二〇〇五年)など。

(3) いわゆる「在村文化」や「民衆儒学」の研究は、これまで田崎哲郎・杉仁・高橋敏・川村肇・岸野俊彦・青木歳幸・青木美智男・塚本学氏らによる多くの蓄積をもっており(文献リストについては『展望日本歴史』一六、東京堂出版、二〇〇二年、など参照)、本稿はこれらの研究に大きな示唆をうけているが、それを元禄・享保期という時期にこだわって説明しようとするところに、重点の違いをおいている。

(4) 「依田長安一代記」国立史料館所蔵依田家文書(301)、『依田長安一代記』(史料館叢書七、国立史料館編、一九八五年、以下『一代記』と略記)一号、六四四頁所載。

(5) 山本英二「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」(『関東近世史研究』二八、一九九〇年)、「甲斐国『浪人』の意識と

- 行動」(『歴史学研究』六一三、一九九〇年)、「近世の偽文書―武田浪人を事例に」(『偽文書学入門』柏書房、二〇〇四年)。
- (6) 「依田長安一代記」(『一代記』一号、六八〜七四頁)。
- (7) 依田家文書(3404・3403)、『一代記』二・三号。
- (8) 長安の経歴などについては、『一代記』の「解題」参照。
- (9) 藤村潤一郎「近世中期における地主経営の実態―中州下井尻村依田家の場合―」(『史学雑誌』六八一四、一九五九年)、中井信彦『幕藩社会と商品流通』(塙書房、一九六一年)、神谷智「近世中期における村内質地関係について」(『信濃』四〇―一一・一二、一九八八年)など。
- (10) 前掲山本英一論文参照。なお享保期には「牢人」の文字が使われているので、「浪人」ではなく、これを使う。
- (11) 依田家文書(3408)、『史料叢書』近世の村・家・人(国文学研究資料館史料館、名著出版、一九九八年、一五八〜一六〇頁)。
- (12) 依田家文書(3410)、『一代記』四号、八七〜一〇九頁。
- (13) 依田家文書(3407)、『一代記』五二号、一八一〜一八五頁。
- (14) 各建物の造作経過については、『一代記』二七〜二九頁。
- (15) 小泉和子「暮らしの道具」(『岩波講座日本通史13 近世3』一九九四年)参照。文具は、「冠婚葬祭以下宴会用の供膳具や茶道具などとともに、「地域の支配的立場にあって、対面を重んじ、社交が生活の中で大きな位置を占めていた大庄屋層の暮らしぶり」と評価されている。
- (16) 依田家文書(423)。この帳は、「享保十四酉年隠居二付、依田民部奉」という和歌をはじめ、さまざまな事柄が記されているが、大きくは長安の読書記録(享保十四年からそう遠くない時期と思われる)と宝暦頃の普請記録が中心。一度綴じ目がはずれたらしく、現在は順序が混乱している。
- (17) 『江戸時代書林出版書籍目録集成』一〜四(井上書房、一九六二〜六四年)による。
- (18) 前掲拙稿「近世の学芸」。
- (19) 依田家文書(823)など。
- (20) ここで「たはこ入れ」なども併せて販売する、小間物行商でもあるということは、初期の地方本屋の姿として、信濃松本の本屋とも共通して興味深い(鈴木俊幸「地方書商の成長と書籍流通」『歴史評論』六六四、二〇〇五年、参照)。なお甲府へ出ること、一泊程度で時折あった(たとえば『一代記』二七一頁)。
- (21) 依田家文書(2143)。小さな横半帳で、ここに示した

上段と下段の關係は判然としない。

- (22) 藤実久美子『武鑑出版と近世社会』(東洋書林、一九九九年)、「近世社会における文化の階層性」(『歴史学研究』七六八、二〇〇二年)。

- (23) 書物ではないが、享保八年の「万覚帳」に、享保一・二・一三年頃の金物の購入値段が記されている。これによれば、鎌・鍬先・鉈・包丁などの農具は「三日市場かじ(鍛冶)」「塩川(村)弥兵衛」など近隣の在郷町や在村の鍛冶で、鉄網・銅網・針金・鉄筋金・釘・鉄砲釜などの鋳物は甲府の「一条町あくや市兵衛」や、江戸日本橋の「鉄や六兵衛」で(『一代記』七七号、一三七〜一三九・二六三・二六四頁)といったように、購入先が在方・城下町・江戸という三層構造になっている。

- (24) 依田家文書(93)『一代記』七六号、二一九〜二三三頁。京都には三月二日から二八日まで滞在した。なお、この部分は出立前に記されたと思われる、「さかい(堺)ニ而大にんじん調候而よし」など、どこで何を買う予定かが記されている。この伊勢行については、藤村潤一郎「近世永代御神楽講と依田家」(『甲斐史学』二〇、一九六五年)。(25) 依田家文書(79)。(26) 依田家文書(79)。(27) 拙稿「三都と地方城下町の文化的関係―書物の流通を

素材に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇三集、二〇〇三年)。

- (28) 『近土武道三国志』(古典文庫、二〇〇〇年)、同書解題(藤原英城)によれば、月尋堂の作。

- (29) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』(青木書店、一九七四年)第一章。

- (30) 『北条九代記』(帝国文庫四九〇〜四九二頁)。

- (31) 『太平記』三(岩波日本古典文学大系 三二六〜三三五頁。「書物目録」には「太平記評判秘伝理尽抄」などの注釈本はなく、読んだかどうか不明。

- (32) 『農業全書』(岩波文庫、一九三六年)四七〜四八頁。

- (33) たとえば、享保八年「万覚帳」(98)。(前掲)『一代記』二三四〜二六五頁。

- (34) 拙稿「近世の出版文化と〈日本〉」(『歴史学の臨界』一、東京大学出版会、二〇〇五年予定)。

- (35) 前掲「依田家訓身持鑑」(『一代記』六五〜六七頁)。注5山本論文参照。

- (36) 前田愛『近代読者の成立』(有精堂、一九七三年)。

- (37) 若尾政希『太平記読み』の時代(平凡社、一九九八年)。

- (38) 長友千代治「近世における通俗軍書の流行と馬場信武、馬場信意」(『説林』二五、一九七六年)。

(39) 拙稿『徒然草』は江戸文学か〔歴史評論〕六〇五、二〇〇二年。

(40) 引野亨輔「近世日本の書物知と仏教諸宗」〔史学研究〕二四四、二〇〇四年。

(京都橘大学教授)